

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(6)	占有者	③占有者(西日本電信電話)と記載がありますが、別紙7「用語の定義 7. 既存ストック」では、「占有者が所有する管路・マンホール(電力、通信、上水道、下水道)等の既存施設をいう」と記載されています。占有者には、電力、通信、上下水道事業者等も含むとの理解で宜しいでしょうか。	一般的に「占有者」には、電力、通信、上下水道事業者等も含まれますが、特定事業において、中国地方整備局が実施する計画である「占有者が所有する既存ストックを活用した計画」を指す場合には、「占有者」は西日本電信電話株式会社を指します。 なお、要求水準書(案)別紙7の「占有者」は「占有者」に修正します。
2	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	①事業概要「本施設」に車道が含まれていませんが、電線共同溝(横断部)は車道復旧を含むとの理解で宜しいでしょうか。	電線共同溝(横断部)は車道復旧を含みます。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の概要	①事業概要「維持管理対象施設」に電線共同溝(横断部)が含まれていませんが、別紙7「用語の定義5」では含まれています。後者の理解で宜しいでしょうか。	電線共同溝(横断部)は維持管理対象施設に含みます。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	特定事業の対象範囲	既存ストック活用の判断材料として、現状(空管条数、コンディション等)の確認結果は公表して頂けるのでしょうか。	入札公告時に示します。
5	実施方針	2	第1	1	(6)	既存ストック	③既存ストックの位置、規模、占有者等の資料は、公表されるのでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。
6	実施方針	3	第1	1	(6)	既存ストック	③既存ストックを活用しない提案を行う場合は、当該既存ストックはどのような扱いとなるかご教示いただけないでしょうか。	既存ストックを活用しない場合は、通常の占有物件と同じ扱いになります。
7	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは平成37年3月頃となっていますが、この期日より早めて完成・引渡しを行う提案は可能でしょうか。	本施設の完成・引渡し時期を早める提案は可能です。
8	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	維持管理業務は、本施設の完成・引渡し後から行うものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	3	第1	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成、引渡しを予定より早める提案は可能でしょうか。また、早期に引渡しをした場合、維持管理業務期間の開始時期と終了時期をご教示頂きたい。	本施設の完成・引渡し時期を早める提案は可能です。この際、維持管理業務は本施設の完成・引渡し後から開始し、終了時期は平成44年3月末は変わりません。
10	実施方針	3	第1	1	(10)	民間事業者への支払い	①整備業務に係る対価は、割賦方式により支払うとありますが、支払方法の詳細は入札公告時に示される、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	3	第1	1	(10)	民間事業者への支払	整備業務、維持管理業務に係る対価について、設計、施工が早期に完了した場合、全体の事業期間も短縮されるのでしょうか。また、対価の支払い開始時期、完了時期も事業期間に合わせて行われるのでしょうか。	本施設の完成・引渡し時期を早める提案は可能ですが、全体の事業期間の短縮は想定していません。対価の支払いは、平成37年度から開始、平成43年度完了で固定です。
12	実施方針	4	第1	1	(10)	民間事業者への支払い	施設の所有移転が、事業者の提案により早期となる場合には、①整備業務に係る対価の受領時期も早まり、所有移転後から受領できるとの理解で宜しいでしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	実施方針	4	第1	1	(11)	事業契約	SPCまたは選定事業者との間で事業契約を締結する旨が記載されておりますが、所定の要件を満たしていれば共同企業体が事業契約の締結者となることは可能でしょうか。	SPCを設立しない場合、代表企業と契約を締結することを想定しており、共同企業体との契約はしません。
14	実施方針	5	第2	2		民間事業者の選定方法	民間事業者の選定方法の詳細は、入札公告時に詳細を示すと記載されていますが、落札者選定の評価基準や様式が示される、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	②構成員が、応募期間(参加表明の受付～事業契約書の締結)に、公共工事に係る舗装工事を対象とした営業停止処分を受けた場合、当該公共工事請負契約の締結は行えませんが、本事業は請負契約でなくPFI事業契約であるので、本事業への応募行為は禁止されている営業行為に該当しない、との理解で宜しいでしょうか。	建設業法に基づく監督処分に関わる内容については建設業の各許可行政庁へ個別にご相談願います。
16	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	④SPCへの出資は、構成員以外でも出資可能となっていますが、出資者については、どのような要件が求められるのでしょうか。	構成員以外の出資者について、資格要件に制約はありません。
17	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	⑤協力企業の「業務」は、「第1. 1(6)②に掲げる業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥第1. 1(6)②に掲げられていない業務(例えば、プロジェクトマネジメント業務等)を実施する「その他企業」が代表企業、構成員、協力企業となることは可能でしょうか。可能な場合、どのような参加資格要件が必要でしょうか。	「その他企業」が「第1.1(6)②に関連する業務を行う者」として代表企業、構成員、協力企業として参加可能です。この場合の「その他企業」の参加資格要件は、「第2.5(2)応募者共通の参加資格要件」となります。
19	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、税理士、監査法人、保険代理店など落札後に受託を予定する者は、参加表明書及び参加表明資格申請書類を提出しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	質問に掲げられているものは、提出不要です。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
20	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	③において、SPCを設立しない場合の規定がありますが、SPCを設立しない場合、事業契約の契約主体は、代表企業1社という理解でよろしいでしょうか。また、この場合、代表企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者のうち、構成員・協力企業の区分は、応募グループで任意で定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 構成員・協力企業の区分は任意で定めて頂きますが、応募時に区分及び業務内容を明確にしてください。
21	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者の構成	応募企業、構成員又は、協力企業は共同企業体で参加は可能でしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
22	実施方針	8	第2	5	(1)	応募者共通の参加資格要件	SPCへ出資の有無(構成員と協力企業)の違いにより、国土交通省における実績評価に差異はありますか。(今後の同様の事業実施に伴う評価基準)	今後の同様の事業実施に伴う評価基準については回答できません。
23	実施方針	9	第2	5	(2)	応募者共通の参加資格要件	PFI法(平成11年法律第117号)第9条では「(地方公共団体の議会の議決)第9条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない」となっていますが、この規定に該当しない者という要件はどのように解釈すればよろしいでしょうか。	ご質問はPFI法第9条は(地方公共団体の議会の決議)ではなく(欠格事由)になります。
24	実施方針	10	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	設計業務において、テクリス登録はできるのでしょうか。できるとした場合、設計完了検査の後なののでしょうか。登録時期、設計費用の考え方はどのようになるのでしょうか。	PFI事業の実績は、コリンズのみ登録可能です。
25	実施方針	10	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	本事業を受託したことにより、松江国道管内の他の測量、調査や設計業務の入札参加や受注に制限がかかることはありますか。	手持ち業務量の制限があります。
26	実施方針	10	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	「代表企業、構成員又は協力企業のうち、第1.1(6)②に掲げる設計業務を実施する者(以下「設計企業」という。)は次の①～④までの要件を満たさなければならない」と記載がありますが、この解釈については、代表企業、構成員又は協力企業で構成されるグループが①～④までの要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。又は、代表企業、構成員、協力企業のいずれか1社(設計を担当する企業)が①～④までの全て要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	設計業務を1社で実施する場合は、1社が①～④の全ての要件を満たす必要があります。 設計業務を複数の企業で実施する場合には、①～④までのすべての要件を満たす企業が少なくとも1社含まれている必要があります。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
27	実施方針	10	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	管理、担当技術者を登録した場合、国交省における手持ち業務(他業務を受託する際の制限に対し)の考え方はどのようにになりますか。(受託期間、手持ち業務額の考え方)	手持ち業務量の制限があります。 手持ち業務の状況については、参加表明書等で提出頂いているところです。 内容の詳細については、入札公告時に示します。
28	実施方針	12	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	工事企業は共同企業体で参加は可能でしょうか。	NO.13の回答を参照下さい。
29	実施方針	13	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イの元請けとして同種工事(上記③に掲げる工事)は、(上記②に掲げる工事)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 実施方針を修正致します。
30	実施方針	13	第2	5	(4)③イ	工事企業の参加資格要件	「平成14年4月1日以降に、元請として同種工事(上記③に掲げる工事)の……」と記載がありますが、(上記②に掲げる工事) ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 実施方針を修正致します。
31	実施方針	13	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	経営事項審査受け評価点数が1000点以上とは、評点(w)のことを指しているのでしょうか。	「経営事項審査を受け評価点数が1000点以上」は、「経営事項審査を受け、経営事項評価点数が1000点以上」に実施方針を修正します。経営事項評価点数とは、「経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目」の項目を評価した点数のことを示します。
32	実施方針	13	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	工事監理業務において、テクリス登録はできるのでしょうか。できるとした場合、工事完了検査の後なのでしょうか。登録時期、工事監理費用の考え方はどのようになるのでしょうか。	PFI事業の実績は、コリンズのみ登録可能です。
33	実施方針	13	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	本事業を受託したことにより、松江国道管内の他の発注支援業務の入札参加や受注に制限がかかることはありますか。	手持ち業務量の制限があります。
34	実施方針	13	第2	5	(5)②	工事監理企業の参加資格要件	②「平成14年4月1日以降に元請として……」と記載がありますが、該当発注者から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよろしいでしょうか。	同種工事の施工実績については、発注者から直接受注した社の実績を求めます。発注方法は問いませんので、受委託の契約でも構いません。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
35	実施方針	14	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「代表企業、構成員又は協力企業のうち、第1.1(6)②に掲げる維持管理業務を実施する者(以下「維持管理企業」という。))は、次の①～③までの要件を満たさなければならない」と記載がありますが、この解釈については、代表企業、構成員又は協力企業で構成されるグループが①～③までの要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。又は、点検～維持修繕までをひとつの企業が担当する場合、代表企業、構成員、協力企業のいずれか1社が①～③までの要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	維持管理業務を1社で実施する場合は、①～③の全ての要件を満たす必要があります。維持管理業務を複数の企業で実施する場合には、①及び②を満たす点検業務を実施する企業、及び③を満たす補修業務を実施する企業が含まれている必要があります。
36	実施方針	14	第2	5	(6)②	維持管理企業の参加資格要件	「道路構造物保守点検業務の実績」とは、電線共同溝、CAB、情報BOX等の道路附属物の保守点検業務の実績も含まれるものでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針	16	第3	2	(3)②	維持管理業務の検査	維持管理業務の検査の項目に記載されている「各支払期」について、維持管理業務に係る対価支払は各年度末との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
38	実施方針	17	第4	2	-	本施設の計画に関する事項	「引込管、連係管については、既存占有者との調整により構成に含めることができる」とあります。これは、引込管、連係管を構成に含めた場合に事業費が追加となるということでしょうか。	引込管、連係管路は、本事業の対象外です。但し、入線業者と調整により事業内に含めた場合は変更の対象とします。
39	実施方針	19	第6	2	(3)	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	協議後、事業継続と判断された場合に発生する事業者側の増加費用については、協議による変更対象となる解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	別紙3	23				ア 設計業務・イ 工事業務の対象範囲	本事業の設計業務着手段階において、国施工範囲である下り線側の設計成果又は竣工図等は貸与いただけますか。	入札公告時に示します。
41	別紙3	23				ア 設計業務・イ 工事業務の対象範囲	本事業の工事着手段階において、国施工範囲である下り線側は、工事が完了しているものと考えて宜しいでしょうか。下り線側の工事が残っている場合、その工程を考慮して上り線側の工事工程を検討する必要があると考えます。下り線側の工事工程等を提示頂けないでしょうか。	本事業中も下り線側は工事を継続中です。工事工程等については入札公告時に示します。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
42	別紙6	26	2			リスク分担表	国が事業者に支払う遅延利息の利率の考え方についてご提示頂きたい。	入札公告時に示します。
43	別紙6	26	3			リスク分担表	事業者が国に支払う遅延利息の利率の考え方についてご提示頂きたい。	入札公告時に示します。
44	別紙6	26	3			リスク分担表	番号3「事業者が国に支払うもの」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	法令に従って補償する等を想定しています。
45	別紙6	26	5			リスク分担表	金利変動リスクにおける基準金利確定となる「特定の時期(施設の完成引渡より前)」とは具体的にどの時期をさしているのでしょうか。	入札公告時に示します。
46	別紙6	27	13,14			リスク分担表	番号13・14の説明に「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当までを事業者が…」とありますが、不可抗力により生じる費用等は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、「建設工事費等の1%相当まで事業者が負担」する考え方をご教示ください。	内閣府の「PFI事業契約の条項例(案)」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。
47	別紙6	27	16			リスク分担表	番号16 要求水準変更リスクについて「法令の変更又は税率の変更、技術革新等による事業費の減額を目的とした要求水準の変更……」は該当する事象が生じた場合は契約金額の減額を意味するものと理解しますが、そのような場合は国と事業者にて協議ではないのでしょうか。基本的な考え方をご教示ください。	要求水準変更に関する該当する事象が生じた場合、契約金額を一方的に減額する趣旨ではなく、中国地方整備局と事業者にて協議のうえ減額することになります。
48	別紙6	27	17			リスク分担表	番号17 国が取得する必要がある許認可とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	道路法に基づく許可を想定している。
49	別紙6	27	20			リスク分担表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクのうち、事業者側が負担するのはどのような場合を想定しているのでしょうか。	要求水準書第2.3.調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得等において事業者が行うべき業務範囲内を想定しています。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
50	別紙6	27	20			リスク分担保表	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応等のリスクについて事業者もリスク負担者となっておりますが、事業者がコントロールできないため、事業者がリスクを負わないようにしていただけないでしょうか。 また、想定している事業者が負担するリスクはどのようなものであるのか具体的にお示し願います。	No.49の回答をご参照ください。
51	別紙6	27	20			リスク分担保表	番号20 住民運動に関するリスクについて「無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約の解除に伴う追加費用」は、国と事業者の双方が負担することとなっておりますが、事業の円滑な推進に事業者は全面的に協力すべきであります。導入段階では事業者側のリスクコントロールは不可能であるため、事業者側での費用負担等は該当しないと考えますがいかがでしょうか。	No.49の回答をご参照ください。
52	別紙6	27	21			リスク分担保表	電線共同溝等の管理に関する住民の反対運動への対応リスクのうち、要求水準を満たした管理を実施していると判断される場合は、国も一定のリスクを負担すべきではないでしょうか。	リスク分担保表(案)No.21のとおりとします。 ただし、不可抗力等の他の要因も含まれると判断される場合は協議するものとします。
53	別紙6	28	24,25			リスク分担保表	敷地に関する調査の未実施や不足に起因する費用増加が生じた場合、国による未実施や不足なのか、事業者による未実施や不足なのかを明確にするのは困難ではないでしょうか。	明確にすることが困難な事象は協議するものとします。
54	別紙6	28	26,27			リスク分担保表	調査の未実施や不足により設計変更が生じた場合は、国の帰責事由によるものか、事業者の帰責事由によるものかを明確にすることは困難ではないかと考えます。国、事業者のいずれにも属さない帰責事由による設計変更に伴う増加費用又は損害は、国が負担する旨を明記頂けないでしょうか。	No.53の回答をご参照下さい。
55	別紙6	28	30			リスク分担保表	生活環境に与える影響の調査の内容について具体的にご教示頂きたい。	合理的に要求される範囲の調査を想定しています。
56	別紙6	28	30			リスク分担保表	合理的に要求される範囲での近隣対策は法的に求められる範囲のみという解釈でよろしいでしょうか。	法的に求められる範囲のみに限らず、要求水準書等の入札図書や提案書なども含みます。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
57	別紙6	28	34			リスク分担保	番号34 引き渡し遅延リスクにて与条件として示される地中障害物にはどのようなものがあるのでしょうか。また与条件はいつ示されるのかご教示願います。	入札公告時に示します。
58	別紙6	28	34			リスク分担保	番号34 与条件として明示していない地中障害物の処理による費用は国負担と記載されていますが、処理期間が長期となる場合において不測に発生する間接工事費の増加についてはどのようにお考えでしょうか。 例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合時の、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は国負担とします。
59	別紙6	28	40			リスク分担保	番号40 第三者への損害リスク「国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害」の説明に「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方を教えてください。	入札公告時に示します。
60	別紙6	29	44			リスク分担保	賃金水準又は物価水準の上昇による変動とは何パーセント以上のことを指しているのでしょうか。	入札公告時に示します。
61	別紙6	29	44			リスク分担保	番号44 物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか。	No.60の回答をご参照ください。
62	別紙6	29	44			リスク分担保	番号44 物価上昇リスクの説明に「国と協議できる。」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予想することができない特別な事情による場合」は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。この場合の考え方を教えてください。	No.60の回答をご参照ください。
63	別紙6	29	53			リスク分担保	国の帰責事由による場合において事業者が負うリスクはどのようなものがあるのでしょうか。	国の事責事由により事業者が実施していない業務費用の減額について想定しています。

実施方針に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
64	別紙6	29	55			リスク分担表	一定の条件を満たす場合とはどのような条件のことを指しているかご提示頂きたい。	入札公告時に示します。
65	別紙6	29	55			リスク分担表	番号55 物価上昇リスク の説明に「一定の条件を満たす場合」とありますが、この一定の条件とはどのようなことかご教示ください。	No.64の回答をご参照ください。
66	別紙6	30	59			リスク分担表	事業者の帰責事由による契約解除について、具体的条件を明示して頂きたい。	入札公告時に示します。
67	別紙6	30	60			リスク分担表	応分についての具体的条件を明示して頂きたい。	入札公告時に示します。
68	別紙6	30	60			リスク分担表	番号60 契約解除リスク 不可抗力に起因する契約解除 の説明に「国及び事業者は応分に負担する」と記載されていますが、不可抗力の場合は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、不可抗力であってもそれぞれが応分に負担する理由を含めてご教示ください。	No.67の回答をご参照ください。
69	別紙6	30	61			リスク分担表	応分についての具体的条件を明示して頂きたい。	入札公告時に示します。
70	別紙6	30	61			リスク分担表	番号61 契約解除リスク 法令変更に起因する契約解除 の説明に「国及び事業者は応分に負担する」とありますが、法令変更は事業者ではコントロール不可のため国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、それぞれが応分に負担する理由を含めてご教示ください。	No.69の回答をご参照ください。